

エコアクション 21

令和6年度 環境活動レポート

(令和6年6月1日～令和7年5月31日)

第 16 版



発行日：令和7年8月19日

有限会社 関也建設

事業の概要

1. 事業所及び代表者名

有限会社 関也建設 代表取締役 関 保彦

2. 所在地

静岡県三島市長伏 147-6 (三島本社)

静岡県三島市長伏 197-3 (資材置場)

3. 環境管理の責任者及び連絡先

環境管理責任者 営業部長 鈴木 幸一

連絡先 TEL 055-977-9312

fax 055-977-0315

E-mail sekiya.kensetsu@ny.thn.ne.jp

4. 事業内容

建設業 許可番号 静岡県知事許可(特-5)第033332号

建設業の種類 土木、とび・土工、石、鋼構造物、管、造園、
しゅんせつ、塗装、水道施設、舗装 工事業

産業廃棄物収集運搬許可 第2201122137号 登録車両9台
(但し、自社運搬のみ)

電子マニフェスト排出事業者加入者番号 … 1048321

電子マニフェスト収集運搬加入者番号 … 2015033

取扱品の種類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類、紙くず、木くず、繊維くず) 以上 7品目

5. 事業規模

活動規模	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	千円	402,437	411,165	362,507	351,600	333,447
従業員	人	20	20	15	13	13
床面積	m ²	50	50	50	150	150
置場面積	〃	700	700	700	700	700

6. 対象範囲 全社、全活動及び全従業員を対象とする

有限会社関也建設 環境方針

〔 環境理念 〕

有限会社 関也建設は清らかな水と緑豊かな自然に恵まれた三島市の南部に位置し、舗装工事業を営む事業所として常に近隣への環境に配慮し、自然環境との調和を図り、会社全体で環境保全活動を通し地域社会に貢献します。

〔 基 本 方 針 〕

- 1) 事業所及び作業現場で使用する二酸化炭素(電力、燃料)排出量及び水の使用量を削減します。
- 2) 廃棄物の適正な運搬・処理を行い計画的削減を目指します。
- 3) グリーン購入の推進・エコドライブの実施を行います。
- 3 再生環境資源購入の推進・エコドライブの実施を行います。
- 4) 環境関連法規制等を遵守し社会的信頼を得られる会社を目指します。
- 4 事業所近隣の方の為の配慮(低騒音低振動の機械の使用、作業時の機械運転ストップ等)
- 5) 全社員に環境方針を周知徹底し、全員参画による取組を行います。
- 5 地域と常に密接に連携し積極的にボランティア活動に参加します。
(三島市の清掃作業・花植作業・奉仕作業等)環境美化運動

平成 21 年 11 月 1 日 制定

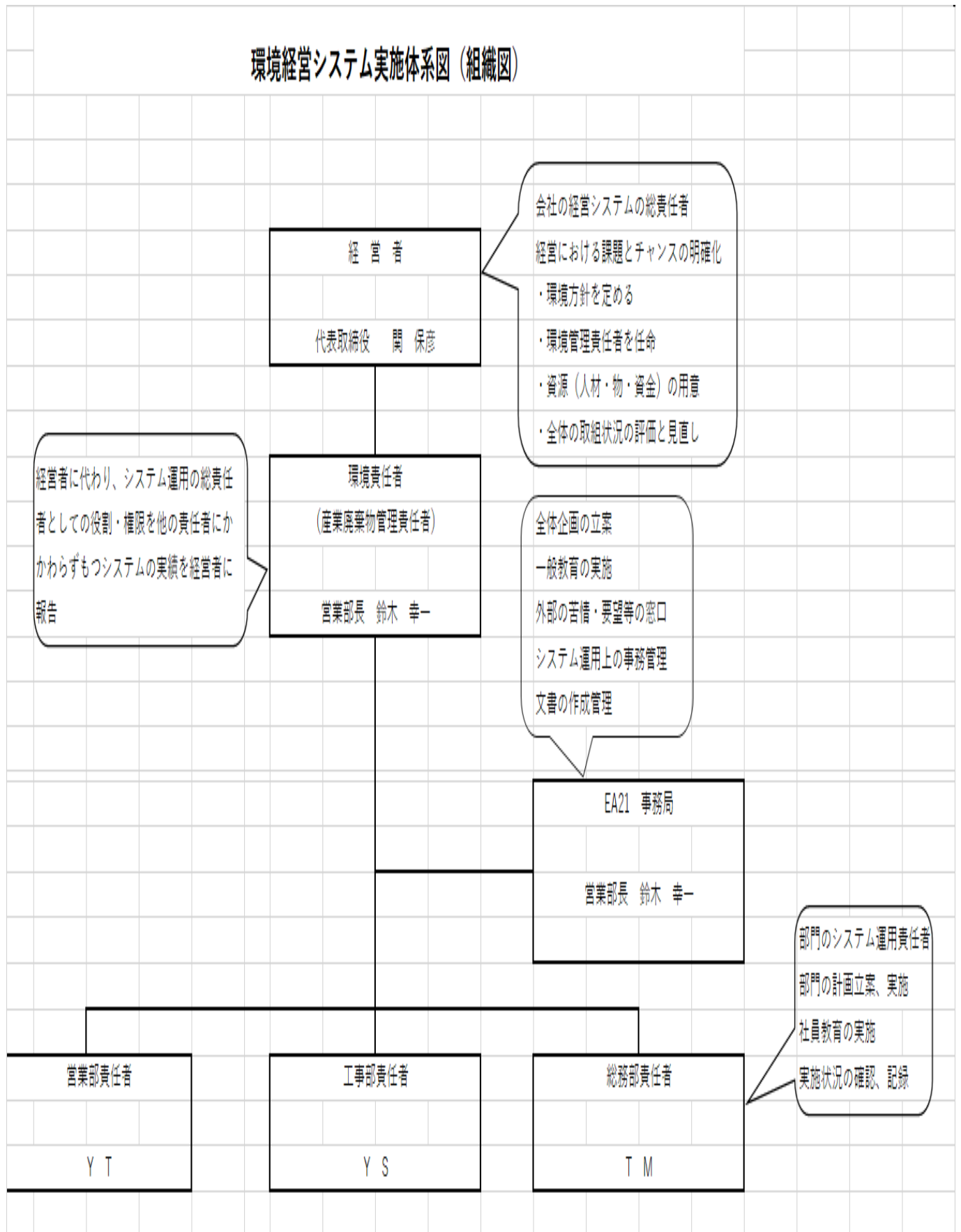
平成 23 年 6 月 1 日 改訂

有限会社 関也建設

代表取締役 関 保 彦

令和 6 年度

環境経営システム実施体系図（組織図）



中長期目標及び運用期間の目標と実績評価

購入電力二酸化炭素換算係数は0.421(kg/CO2) 令和5年度東京電力換算値を使用

項目	令和5年度実績 (基準値)	単位	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	令和7年度目標	令和8年度目標
購入電力	14,972.00	kwh	14,822.28	14,894.30	×	14,745.35	14,596.41
			(前年比-1.0%)	(前年比-0.52%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
ガソリン使用量	5,175.70	ℓ	5,123.94	2,408.15	○	2,384.06	2,359.98
			(前年比-1.0%)	(前年比-53.5%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
軽油使用量	33,302.80	ℓ	32,969.77	31,113.54	○	30,802.40	30,491.26
			(前年比-1.0%)	(前年比-6.6%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
LPG使用量	560.00	kg	554.40	730.00	×	722.70	715.40
			(前年比-1.0%)	(前年比+30.30%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
CO2 使用量	105,238.32	kg-CO2	104,185.93	94,320.34	○	93,377.13	92,433.93
			(前年比-1.0%)	(前年比-10.4%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
水使用量	564.00	m3	558.36	388.00	○	384.12	380.24
			(前年比-1.0%)	(前年比-31.2%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
産業廃棄物総排出量	3,586.16	t	3,550.29	2,172.18	○	2,150.45	2,128.73
			(前年比-1.0%)	(前年比-39.5%)		(前年比-1.0%)	(前年実績比-2.0%)
重機・車両の更新		台	1	1	○	1台以上	1台以上

評価： (目標未達成項目)

原因： 安全性を考え今まで全体の10割使用で交換していたものを9割程度で交換しなくてはならなくなった為

1. LPG使用量 -

是正： 残量計なるものを設置できるかメーカーと交渉中

2、購入電力:原因:夏場のためエアコンの使用が多くなった。是正:引き続き継続して節電に努める。

中期活動計画

環境活動計画

1. 電気使用量の削減

(目標値)・・・令和5年度の実績に対して1%の削減を目指す

- * 太陽光発電設備の定期点検 [年2回実施]
- * エアコンの設定温度管理 [冷房 28±1℃、暖房 23±1℃に設定]
- * クールビズ、ウォームビズを推奨 [新制服素材の見直し]
- * 昼休み及び無人の部屋は消灯する [時間を決めチェックの徹底]

2. 燃料使用量の削減

(目標値)・・・令和5年度の実績に対して1%の削減を目指す

- * 不必要なアイドリングの禁止 [環境に最大限の配慮]
- * 不要な荷物を降ろす [必要最小限での積載、過積載の禁止]
- * 急発進、急加速の禁止 [時間と心にゆとりをもって]
- * タイヤの空気圧のチェック [適正な空気圧で計画的な運行経路で]
- * 燃費が悪くなった古い車輛を買い替え [今後も検討課題]
- * 環境基準適合の舗設機械の新規導入 [今後も検討課題]

3. 水使用量の削減

(目標値)・・・令和5年度の実績に対して1%削減を目指す

- * 洗車時の節水 [節水こまの設置]
- * 雨水の利用 [雨水の利用を効果的に考え展開する]
- * 現場内の散水は河川などの水を出来る限り利用する [現場周囲の水利を事前に確認]

4. コピー用紙使用量の削減

- * コピー及びプリントアウトは必要最低限とする [印刷前プレビューで確認]
- * FAX 受信用紙は裏白紙を使用する
- * プリンターの試し打ちは裏白紙を使用する
- * カウンターを月に一度チェックする

5. 廃棄物の適正な処理

- * 産業廃棄物の分別回収に努める
- * 建設副産物は適正な処理場にて100%リサイクルを行う
- * 建設廃棄物はマニフェストにて確実に管理する
(公共工事においては電子マニフェストへの完全移行)
(民間工事においても電子マニフェストへの完全移行)

6. グリーン購入の推進

- * 事務用品はグリーン購入を行い、廃棄物の量を削減する

7. エコ・ドライブの実施

- * 不必要なアイドリング・ストップを徹底させる
- * 適正なタイヤの空気圧の確認、過積載の禁止

8. 環境関連法規の遵守

- * 環境関連法規についての勉強会 [6月・12月]
関係下請負業者にも参加を募り広く計画的に展開する。
環境セミナーへの参加により、常に新しい情報を得て活動を推進する。

9. 地域環境整備活動

- * 三島市役所主催の環境美化・緑化運動への積極参加

環境関連法規の取りまとめ

評価日 : 2025年5月31日 (環境管理責任者)

環境関連法規等の名称	規制概要	条 項	規制詳細	規制の適用	違法評価
廃棄物処理法	事業者の義務	第3条第3項	廃棄物の適正処理、施策協力		○
	産業廃棄物処理	第3条第1項	事業者の責任で自ら処理		
	産業廃棄物保管	第12条第2項	飛散、流出、地下浸透の防止 保管場所に標示板(60cm以上)		
	産業廃棄物委託基準	第12条	運搬、処分許可業者との委託契約 契約書に許可証の写しを添付 契約書を5年間保管(終了日より) 特別管理廃棄物アスベストの基準に従う	契約書確認 許可業者証許可切替期限	○
	産業廃棄物収集運搬業者資格		5年に一度の更新届出 毎年6月の処理状況の県知事報告	次回令和7年9月	○
	産業廃棄物管理票	第12条第5項	受け渡し確認票(電子マニフェスト)の交付 B2票を10日以内に受領 D票を90日、E票を180日以内に回収 管理票の写しを5年間保存	電子マニフェストに移行	○
		第12条の3第6項	毎年4月から翌年3月までの1年間に交付した 管理票の写しを5年間保存状況を 6月30日までに県知事に報告		
	静岡県産業廃棄物の適正な 処理に関する条例	第12条の3第6項	①廃棄物削減活動の実施 ②産業廃棄物管理責任者の任命 ③産業廃棄物の処理を委託する場合には、 委託先を实地に確認しなければならない	鈴木部長を選任	○
	三島市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	市条例	①廃棄物削減活動の実施 ②分別して集積所に	分別排出の励行	○
	建設リサイクル法	再資源化すべき特定建設資材	第12条第5項	分別の実施、分別の教育 記録作成・対象工事の届出	
1. コンクリート 2. コンクリート及び鉄から なる建設資材		政令第1条			
再分別解体等		第2条の2	・分別解体と再資源化等の実務・報告		
建設業を営む者の義務		第5条	・再資源化等の実施		
再生資源の使用		第6条	・再資源化によって得られたものの使用等の推進		
建設対象工事の届出		第10条	・発注者または自己施工者は工事着手7日前までに届出		
発注者への報告	第18条	・書面で報告、再資源化実施状況、記録の保管			
騒音規制法	騒音防止	法施行令 第1条参照	特定建設業 ○杭打機(もんげんを除く)杭打機又は、杭打ち抜き (油圧式杭打ち機を除く)を使用する作業 (杭打ち機をアースオーガと併用する作業を除く) ○びょう打機を使用する作業 ○削岩機を使用する作業(一日における当該作業 に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業 に限る) ○空気圧縮機(原動機の定格出力15Kw以上・電動機 以外の原動機を用いるもの) ○バックホウ(原動機の定格出力80kw以上・騒音に ついて環境大臣が指定するものを除く) ○トラクターショベル(原動機の定格出力70kw以上・ 騒音について環境大臣が指定するものを除く) ブルドーザー(原動機の定格出力40kw以上・騒音 について環境大臣が指定するものを除く)	請負場所に基づき それぞれ実施	○
振動規制法	振動防止	法施行令 第1条参照	特定建設業 ○杭打機作業 ○鋼球を使用し建築物を破壊する作業 ○舗装版破砕機を使用する作業 ○レイカーを使用する作業	請負場所に基づき それぞれ実施	○
道路法	(道路の占用の許可)		継続して道路を使用しようとする場合 道路において工事又は作業を行おうとする者又は 工事作業の請負人		○
道路交通法	(道路の使用の許可)				
省エネ法	エネルギー使用の合理化義務		①電気使用料の削減 ②燃料使用料の削減	月々の使用料の把握と評価	○
水質汚濁防止法	河川に汚水を流入させない		○汚染状態が排出基準に適合しない排水は 排出しない ○排出基準一覧 ①有害物質 ②一般項目 ③窒素含有量・リン含有量 ④悪臭 ⑤工事排水	工事ごとに作業指示を 出して励行させる	○

* 過去3年間、環境関連法規に抵触する事例・訴訟等は一件もありませんでした。

代表者による全体評価・見直し記録表

評価日 令和 7 年 5 月 31 日
 評価者 代表取締役 関 保彦

項目		環境管理責任者全体評価所見欄
1・見直し 関連情報	1 環境目標及び 目標達成状況	本年度はガソリン使用量、水使用量については前年に比べて大きく減少もみられたものの、LPG使用量、においては大きく増えているので、売上げにみあう数量の設定を考えてみたい。
	2 環境活動計画の実施 及び運営結果	活動計画の実施については年数を経過するにつれ作業員全体の意識が低下してきているので、原点にかえり一人一人ができることを洗い直して活動内容を見直したい。電気自動車等の普及によるガソリン・軽油の削減については今後の保有車両の転換を検討したい。
	3 環境関連法規の 遵守状況	本年度は元請負工事、下請負工事とも前年度比で微増に転じる中、法令順守に特別配慮した活動を展開したため違反する項目はありませんでした。
	4 環境教育・ 環境緊急対応訓練等	本年度もアスファルト乳剤の漏出とそれ後の対応について訓練を行い、MSDSの資料を検証し、安全性を確認。
	5 外部からの環境に関する 苦情や要望等	本年度は作業現場においても事務所の活動においても近隣並びに関係機関からの 苦情、要望等はありませんでした。
	6 環境活動レポート コミュニケーション	本年度もWITH コロナの1年とこの3年余りで自粛していた行事が少しずつ取り戻される中、三島市環境整備活動(白滝公園周辺の花植え活動、楽寿園のゴミ拾い、)が行われたので感染に配慮しながら行事を行う1年とやりました。
	7 その他	本年も近年叫ばれるゲリラ豪雨、線状降水帯の発生による河川の氾濫等過去に例を見ない規模の災害が全国各地で、起こるようになり、三島市が水害対策のために購入した排水ポンプ車の点検訓練にしっかり取り組み有事に備え行政と連携して活動に取り組みたいと思います。

見直し項目		変更の必要性	指示事項等
2・代表者による 全体評価・見直し 指示	1 環境方針	有・無	環境方針については変更なし
	2 環境目標	有・無	産業廃棄物総排出量が仕事量に比例して増えている中で、本年度は品目の細分化を徹底し、総排出量の大幅削減につなげることができた。目標値に見直しを実施しながら、来年度目標はリサイクル率80%以上、排出量においては実績把握に努める。
	3 環境活動計画及び 環境経営システム等	有・無	環境活動においても、項目ごとの活動を細分化する。
	4 環境関連法令	有・無	自分達の仕事にはどのような法令が関わっているのか、年に2回の勉強会以外にも、工事受注後に行う安全教育の場でも機会を設けて理解を深めてもらいたい。
	5 環境活動レポート	有・無	第 16 版の内容を確認
	6 実施体制	有・無	
全体評価・コメント (環境経営システムの有効性 環境への取組の適切性等)		本年度は新型コロナウイルス感染拡大が落ち着く中、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が続き 原油高、物価高騰に起因する原材料費が高止まりしており建設業全体としても利幅に大きく影響を 受けており今後の会社経営において、無駄のない需要と供給のバランスをとれるように 会社全体として考えていきたいとおもいます。	

三島市環境整備活動

(桜川溶岩花壇 花の植替え) 令和7年5月9日(金) 実施



C02排出ガス抑制活動事例



2020年燃費基準100%達成建設機械

97基準値 超低騒音型

排出ガス2014年基準適合車



外部からの苦情・要望の受付結果

No.	日付	苦情申立者	苦情の内容	件数	確認者
1	21. 10. 9	近隣住民の方	河川コンクリート打設現場において、水たまりに落ちた泥が近隣の方の駐車する乗用車にはねてしまった。	1	鈴木
平成22年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成23年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
2	24. 6. 7	近隣住民の方	会社の置き場において、強風時に埃が舞い洗濯物が汚れる等の苦情をいただいた。	1	鈴木
平成25年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成26年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成27年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成28年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成29年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
平成30年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
令和元年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
令和2年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
令和3年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
令和4年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
令和5年度においては苦情、要望等はありませんでした。					
通算件数				2	